

# 筑紫キャンパス（総合理工学研究院）における安全衛生業務

総合理工学府（安全衛生学生支援室） 牟田 諒太

## 1.はじめに

国立大学は法人化に伴い、教職員に関する労働安全衛生関係については、労働安全衛生法等の法律が適用されている。学生は労働者ではないため上記の法律は適用されないが大学で行う実験は危険の伴うことが多いために、学生に対する安全衛生対策は必須である。

そこで、今回は筑紫キャンパスで行っている安全衛生業務について報告し技術職員の方々と情報共有したいと思う。

## 2.安全衛生業務（一例）の概要

安全衛生業務（一例）の大まかな流れは図1のようになる。

### ①巡視

各研究室の巡視を行う。各研究室の代表者も同行してもらい危険箇所の説明、改善のお願いをその場で行う。巡視の結果を巡視補助者が巡視報告書として②にあげる。

### ②報告

②-1 安全衛生委員会は筑紫キャンパスにある4つの研究所それぞれの巡視結果、安全衛生上の懸念事項を専門コンサルタント同席の下、報告・検討を行う。

②-2 安全衛生連絡会は、総合理工学研究院単独で巡視結果・懸念事項の報告・検討を行う。

### ③改善

①巡視・②報告の結果を受けて、改善の必要のある研究室に改善報告書提出をして頂き、②にあげる。

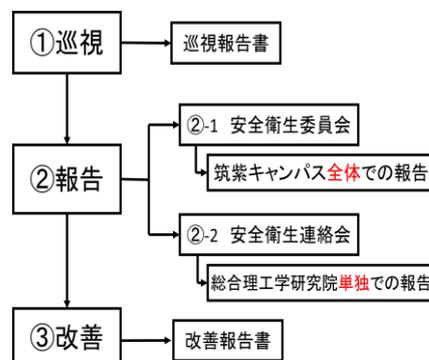


図1 安全衛生業務（一例）

## 3.巡視結果

約1年（H27.4～H28.2）の巡視結果をポスターにまとめた。

## 4.筑紫キャンパスの安全衛生対策の取組み

教職員・学生への安全衛生に対する意識付けのための取組み（一部紹介）

- ・安全衛生教育→「安全の指針」を配布し、新入生に対して行う安全教育
- ・リスクアセスメント講習会→リスクアセスメントの必要性・実施方法の例を示す講習会
- ・工作室実習→工作室を利用する学生への工作室での安全面の指導を兼ねた実習  
(昨年は筆立てを作成)

## 5.おわりに

H28.6までに化学物質取扱に関するリスクアセスメントの実施が義務化される。このように安全衛生業務は、さらに重要になってくると考えられる。危険の伴う実験が多い大学では、事故を未然に防ぐ対策をとる必要がある。今後も巡視等を通し、安全面の支援をしていきたい。